

児童手当を受給
していない方

所得上限額以上で、
受給資格が消滅し
ている

監護児童が、高校生年
代（18歳到達後の最初
の3月31日まで）のみ
である

認定請求が必要です。
同封の認定請求書を提出してくださ
い。
第3子以降の多子加算の対象となる、
22歳到達後の最初の3月31日までの
子を監護している場合は、確認書の
提出も必要です。

児童手当を受給
中の方

高校生年代（18歳到達
後の最初の3月31日ま
で）の児童を監護して
いる

額改定請求が必要です。
同封の額改定請求書を提出してく
ださい。

第3子以降の多子加算
の対象となる、22歳到
達後の最初の3月31日ま
での子を監護している

確認書の提出が必要です。
同封の確認書を提出してください。

公務員
の方

勤務先から児童手当が支給されますので、勤務先にお問い合わせください。